

第 78 回役員会（別紙 1） 平成 19 年度 予算編成方針

役員会 第 78 回 平成 19 年 2 月 5 日（月曜日）開催

■別紙 1

平成 19 年度 予算編成方針

京都大学

1. はじめに
2. 平成 19 年度予算編成の基本的な考え方と背景
 - (1) 自己収入及び競争的資金の確保の重要性
 - (2) 効率化係数への対応
 - (3) 特別教育研究経費
 - (4) 病院経営の改善
3. 教育研究事業等への配分
 - (1) 人件費の配分
 - (2) 物件費の配分
4. 戦略的・重点的配分に配分する経費のあり方
5. 予備費の確保
6. 全学経費（これまでの全学共通経費）のあり方
7. 競争的資金等
8. 施設費事業費
9. 予算の弾力的な運用
10. 資金管理・運用
11. 新たな資金制度
12. 経費の削減
13. おわりに

平成 19 年度 予算編成方針

1. はじめに

国からの予算措置としての運営費交付金は、毎年、効率化係数及び経営改善係数の適用により削減されることとなり、本学においても厳しい財政運営が求められている。

また、国立大学法人の予算配分における裁量は法人化により大幅に拡大されたが、その一方で、予算執行における説明責任は一層強まった。自らの事業内容、経費、成果について説明責任が果たせない国立大学法人に対しては、運営費交付金の配分額を削減していくことにより、自主・自律を促すという考え方が、法人化の基本に据えられている。

このような状況を踏まえて、教育研究基盤の維持・強化を目的とした競争的資金獲得の方策、寄附金募集の拡大、資金運用等、自己収入の拡充に向けた取り組みを一層強化する必要がある。

さらに、現行の予算執行の無駄を除くなど経費の節減に努めつつも、学生に対する教育等のサービスを低下

させないよう配慮することも必要である。また、最近の政府における公務員の定員削減や総人件費抑制の方針を勘案すれば、本学の教育・研究・医療活動の基盤を成す人材を確保しつつ、人件費の費用対効果を高める取組みが必要である。

これらの客観的な情勢と考え方を踏まえ、本学の中期目標・中期計画を達成するとともに、持続的な発展に繋げるための重点方策に資金を積極的に投入しつつ、合理的な根拠に基づいて効果的かつ効率的な資金の学内配分を図っていくことが一層強く求められる。

以上に鑑み、平成19年度の予算編成方針は、より自律的な財政運営を行っていくことを目指しつつ、中長期的観点に立って取り組むべき予算編成上の重点課題についても明記することとする。

2. 平成19年度予算編成の基本的な考え方と背景

(1) 自己収入及び競争的資金の確保の重要性

国立大学法人の運営は、学生納付金、附属病院収入等の自己収入と国から交付される運営費交付金により賄うため、安定的な大学運営を行うには自己収入の確保が重要である。

このため、平成19年度においても、適正な学生数等に基づいた授業料、附属病院収入等の収入目標額を設定し、その確保を図る。

また、雑収入等についても、部局の努力に配慮した支出予算配分制度を構築しており、各部局においては本制度を活用して、より一層の収入増を図る。

さらに、基盤的な経費である運営費交付金が削減される一方、競争的資金の拡充が促されているところであり、本学においても当該経費を積極的に獲得することが必要である。

(2) 効率化係数への対応

運営費交付金に及ぼす効率化係数導入の影響は、資金運用などの自己収入の増収を図ることによって吸収する。

(3) 特別教育研究経費

平成17年度から概算要求対象の枠組みとして特別教育研究経費が導入された。この経費は、特定の事業に対して交付されるプロジェクト型経費であり、期限内に所定の成果を挙げることが求められており、経費の趣旨を踏まえた効果的かつ効率的な活用を図る。

(4) 病院経営の改善

医学部附属病院は、良質な医療人の養成と供給を担い、新しい治療法の開発等を行う教育研究の場であると同時に、診療行為の実施の場として、高度先進医療の実施、地域医療への貢献、医療の質や安全の確保等、多面的な役割と機能を備えており、このような中で、平成17年度から経営改善係数が導入され、さらに平成18年度には診療報酬の改定が実施されたことにより、非常に厳しい運営状況となっている。

これらを踏まえ、病院運営が大学全体の財政を圧迫することがないように、一般診療に必要な経費は縮減対象とせず配分する。また医学部附属病院は、診療収益や診療費用等の分析を系統的に実施し、そ

の結果を病院経営における財務状況の改善と安定化に反映できるよう、より一層の自助努力が必要である。

3. 教育研究事業等への配分

法人化後、人件費と物件費を区分して管理してきた。平成18年度において検討された「第一期中期目標の期間における人件費・定員管理に関する方針」により、平成19年度においても、この区分を維持する。

(1) 人件費の配分

常勤教職員に係る経費は、役員報酬・教員給与・職員給与・超過勤務手当に区分し、大学全体で一括管理する。休職者給与、非常勤職員、外国人教師等については、所要額により部局へ配分する。

なお、人件費枠として管理する金額に剰余が生じた場合には、これまでと同様に剰余金として繰り越し、次年度以降の給与改定財源等の予備費として確保する。

(2) 物件費の配分

平成19年度においては、大学全体として一般管理費の比率を圧縮し、本学の使命である教育研究活動に要する経費（教育研究経費）の比率をより高めていく。各部局においても、部局の決算分析に基づき、教育研究の実施を重視した予算編成を図っていくことが求められる。

①教育・研究環境維持経費（基盤教育研究経費）

大学における教育・研究環境を維持するために必要な経費として配分されるものである。

大学運営及び部局運営の基盤を成し、教育・研究を支えるための主たる経費であることを認識し、教育・研究の質の向上を図るために、一層効果的・効率的な経費の執行方法を追求するものとする。また、平成18年度に創設した部局長裁量経費の効果的かつ効率的な活用を図る。

②戦略的・重点的経費

法人化により大学の財務運営の裁量が大幅に拡大し、これまで以上に各大学における戦略的・重点的な経費の配分が可能になるとともに、国民の税によって支えられる大学として財務運営状況の説明責任が求められている。本学の中期目標を達成するための中期計画に沿った取り組みの進捗状況を点検しつつ、本学における教育・研究・医療活動のさらなる活性化と個性化を図っていくために、戦略的・重点的に配分すべき経費を引き続き確保する。

③特別教育研究経費

概算要求に基づき措置され、成果を強く求められるプロジェクト型経費であることから、原則として、この趣旨に適合する事業を行う部局に配分することとする。

④法人運営費

消費税、法定監査人費用、損害保険料等の平成19年度も必要となる経費については、所要額について精査した上で計上する。

4. 戦略的・重点的に配分する経費のあり方

本学における教育・研究・医療活動の個性化と活性化を図っていくためには、戦略的・重点的に配分する経費の確保が必要であり、下記の方針の下に、総長や役員会のイニシアティブと責任によって、特定課題の教育・研究・医療活動並びにそれらを支える基盤体制の整備・拡充に、重点的に予算を配分する。

(1) 学生への教育にかかる経費の充実を図り、多様なニーズに対応した質の高い教育環境の整備に努める。

(2) 総長裁量経費においては、総長のリーダーシップの下に、京都大学として新たな教育研究領域を開拓し、発展させるための取り組みを財政面で支援することにより、教育・研究・医療活動のさらなる質の向上を図る。

(3) これまで「戦略的・重点的配分に必要な経費」の一環として確保してきた学生支援経費を、平成19年度においても引き続き重点配分すべきものとして確保する。

(4) また、若手研究者の研究に対する奨励経費についても、平成19年度においても引き続き重点配分すべきものとして確保する。

(5) 平成18年度に設立した基盤強化経費は、教育・研究・医療活動を支える基盤体制に重点的に措置するものであり、平成19年度においても引き続き重点配分すべきものとして確保する。

(6) 全学的な重点戦略に基づき役員会で精選する教育研究課題に対して「重点戦略経費」を措置するとともに、「京都大学重点事業アクションプラン 2006～2009」の着実な実行を目指す。

5. 予備費の確保

自然災害による被害や訴訟への対策等、予測できない事態に対するリスク管理のための予備費を引き続き確保する。

また、緊急対応が求められる事態が発生した場合に、機動的な予算執行を可能とし、事後報告等により予備費の運用における透明性を確保する。

6. 全学経費（これまでの全学共通経費）のあり方

全学経費は、大学の管理運営や共同利用施設に係る経費、複数部局が共同で実施する新たな事業に係る経費等、大学として支援する必要がある事業に対して措置されるべきものである。

平成18年度において、これまでの方式を見直し、申請事業の目的と効果を精査した上で、当該事業の意義が認められた事業にのみ予算を措置することにするなど、全学経費が本来の趣旨に添って効果的に活用されるよう、制度の改革を行った。その結果、従来の「全学共通経費」は、「全学共通経費」と「全学協力経費」に区分し、よりきめの細かい財政運営を目指すとともに、さらに、当該事業の完了後に成果報告書の提出を求めて、事後評価を併せて実施して結果を公表することにした。

平成19年度からは、産学官連携推進経費の執行計画を一定の額とし、それを超える差額分については全学経費の財源とする。このほか、新たな経費からの充当も視野に入れた検討を行う。

なお、今後の財政状況を踏まえ、間接経費の拠出率や寄附金のオーバーヘッド率の見直し、制度改革を行うとともに、本経費以外の財源による戦略的な経費と合わせて効果的に執行することとする。

7. 競争的資金等

効率化係数により運営費交付金が毎年減額されるなか、教育研究環境の質の維持、さらには充実を図るためには、競争的資金等の確保が重要になる。

部局あるいは分野毎に実態の異なる外部資金の獲得について、戦略的かつ効果的獲得を支援する全学的な体制を整備していく。

また、外部資金獲得に向けて研究者並びに全学としての取組を高める方策についても検討し、実施する。

8. 施設費事業費

本経費は、用途を指定して交付されることから、原則として指定された施設整備事業に配分する。また、大学の現状を踏まえつつ、第3期科学技術基本計画に基づく国立大学等施設整備5カ年計画のもとに、新規事業費の獲得を図る。

9. 予算の弾力的な運用

特別教育研究経費に見られるような成果進行基準の導入による予算の弾力的な運用を可能にする仕組み等を明文化した「国立大学法人京都大学の運営費交付金に関する取扱要領」及び「国立大学法人京都大学の成果進行基準取扱要領」を平成17年度に定めた。また、平成18年度には、目的積立金の活用と配分の方法等についての取扱いを定め、それに基づき本学における財務戦略を勘案しつつ、より効果的に弾力的な運用を行う。

10. 資金管理・運用

資金（運営費交付金、学生納付金、附属病院収入、その他の収入、寄附金、受託研究等、施設費、承継剰余金、競争的研究資金等）は安全・確実に管理し、精度の高い資金繰りを行わなければならない。平成19年度においては、これまでと同様に、金融機関等が元本を保証する運用商品により効果的・効率的に資金運用を図り、安全で確実な運用益（預金等の利息）の確保に努める。

資金運用に際しては、不正防止の体制を確保するとともに、社会の疑念が生じないよう、現金を扱う部署と運用を行う部署を明確に区別し、透明性の確保と積極的な運用を図る。

11. 新たな資金制度

大学運営をより効果的・効率的に行うための財政面での取組みとして、大学の資金・資産活用や財源の獲得による新たな資金制度として、平成18年度に学内向け貸付金制度を創設した。また、パートナー企業とともに学生支援及び教育環境の充実を進めるため、「京都大学アカデミックパートナーズ（KAP）」を設立したところであり、これらの制度を活用して大学の資金・資産の有効活用を図ったところである。

今後とも新たなリソースを開拓・開発し、それらを活用することにより、大学全体のための教育研究運営資金の獲得に努力し、教育研究等の充実を図る。

12. 経費の削減

法人化による会計制度の変更に伴い、使い切り予算という視点を脱却し、経費削減に積極的に取り組むことが一層重要となってきた。経費削減努力により、本学の教育・研究・医療活動を積極的に展開していくための財源を捻出していくことが求められている。

このため、部局横断的に節減可能な項目の洗い出し、経費削減を目的とした日常業務チェック体制の構築等の工夫を引き続き行っていくことが求められる。

平成19年度においても、運営費交付金が逡減していく状況を厳しく認識し、大学全体として取り組むべき経費削減対策について積極的に具体的な検討を行い、中長期的な観点に立った経費削減計画をとりまとめしていくこととする。

13. おわりに

本学も含め、法人化後の国立大学は極めて厳しい財政環境に置かれているが、全学構成員の創意と工夫にもとづいた積極的な取り組みを進めていくなかで、法人化のメリットを最大限に引き出していくことが必要であり、平成19年度予算の編成作業より可能なものは早期に実施する。また、「行政改革の重要方針」（平成17月12月24日閣議決定）において示されている総人件費の削減に対応していくため、中・長期的な人件費戦略を検討する。更に、本学における財務戦略を早期に策定し、中・長期的な大学の発展を見すえて予算編成の在り方について今後とも積極的に見直しを図っていくこととする。